

一般社団法人日本ゴールボール協会  
会費規則

平成27年3月22日決定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下、「協会」という。）定款第8条に基づき、会員の会費について必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 正会員の会費は、年額を次のとおりとする。

(1) 個人正会員 1口 10,000円

第3条 賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。

(1) 個人賛助会員 1口 3,000円

(2) 団体賛助会員 1口 50,000円

(会費の納入)

第4条 会費の納入は、毎年度1回1口以上とし、かつ原則として12月31日までに納入しなければならない。

(会費の用途)

第5条 会費の用途は、毎事業年度における事業並びに協会運営に使用する。

附則 この規則は、平成27年3月22日から施行する

令和5年6月11日 改定